

2022年9月16日
富士少額短期保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に関する保険金のお取り扱いについて

この度の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に、心からお見舞い申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症と診断され、自宅療養およびホテル療養等の入院(みなし入院)についても約款上の「入院」として取扱い、入院保険金等のお支払い対象とする特別取扱いを致していましたが、今般、政府より、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の対象について、全国一律に重症化リスクの高い方に限定する旨が公表されたこと等を踏まえ、2022年9月26日以降のお支払いの対象を以下のとおり見直し致します。

【2022年9月26日以降の「みなし入院」によるお支払い対象】

2022年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された場合で、以下の重症化リスクの高い方がお支払対象となります。

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬または酸素投与は必要と医師が判断する方
- ・妊婦

※2022年9月25日以前に診断された方については、上記の対象の方に限定せずお支払い対象と致します。

【ご不明な点は、当社までご連絡ください】

お客様コールセンター 055-222-9119 (土日・祝日・年末年始等の休業日を除く8:30~17:00)
休日の場合は、当社ホームページのお問い合わせ画面をご利用ください。